

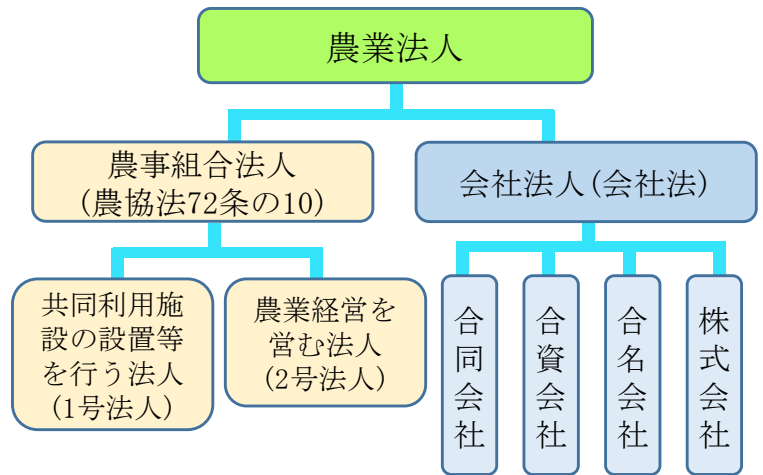
農業経営の法人化

会社法人と農事組合法人

法人形態を大きく分けると、会社法人と農事組合法人とに分けられます。

会社法人は、営利目的の法人です。その中でも株式会社は、社員の地位が株式という細分化された割合的単位の形式を取り、出資者は特段の制限なく出資に応じて株式数を取得できます。また、株主総会において株式数に応じた議決権（1株1議決権の原則）の行使を前提として決議がなされ、日常的な業務については取締役が決定する仕組みになっています。

これに対し、農事組合法人は、農業生産の協業による共同利益の増進を目的とする法人です。このため、構成員の公平性が重視され、議決権は1人1票となっています。また、構成員が3人以上必要であることが特徴です。



法人が農地を買ったり借りたりするには、それぞれ次の要件を備えることが必要です。

買う場合：農地所有適格法人の要件を備える法人

借りる場合：農地所有適格法人又はそれ以外で一定の要件を備えた法人(一般法人)

会社法人と農事組合法人の比較

	株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法		農業協同組合法
事業	事業一般		①農業に係る共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業 ②農業経営、①及び②の附帯事業
構成員	資格	制限なし（ただし、農地所有適格法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要がある）	農民等
	数	1人以上（上限なし）	農民3人以上（上限なし）
会社の基本方針の決定	1株1議決権による株主総会の議決	1人1議決権による全員一致（定款で変更可）	農民1人1票制による総会の議決
役員	①取締役1人以上（必置・株主外も可）。 ^(注1) ②監査役（任意・株主外も可）	業務執行社員1人以上	①理事1人以上（必置・農民である組合員のみ） ②監事（任意・組合員外も可）
雇用労働力	制限なし	制限なし	組合員（同一世帯の家族を含む）外の常時従業者が常時従業者総数の2/3以下
資本金	制限なし	制限なし	制限なし
法人税 ^(注3)	税率	資本金1億円超の法人 23.2% ^(注2) 資本金1億円以下の法人 15% ^(注3) 年所得800万円以下 23.2% ^(注2) 年所得800万円超	①組合員に給与を支給する法人（普通法人に該当）左記に同じ ②組合員に給与を支給しない法人（協同組合等に該当） 年所得800万円以下 15% ^(注3) 年所得800万円超 19%
	その他	同族会社の留保金課税の適用あり（平成19年度税制改正で中小企業を除外）	同族会社の留保金課税の適用なし（会社でないため）
事業税 ^(注4)	税率	①資本金1億円超の法人 外形標準課税 ②資本金1億円以下の法人 3.5% 年所得400万円以下 5.3% 年所得400万円超800万円以下 7.0% 年所得800万円超	①農地所有適格法人が行う農業（畜産業、原則として農作業受託 ^(注5) を除く）非課税 ②特別法人（協同組合等）の場合 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超 4.9% ③普通法人の場合 左記②に同じ
設立時の登録免許税	資本金の額の7/1,000（最低15万円）	資本金の額の7/1,000（最低6万円）	非課税
組織変更	合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に變更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社又は一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注1) 公開会社の場合の取締役は3人以上。

(注2) 平成28年度税制改正により、2018年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

(注3) 令和7年度税制改正による適用期限の延長で2025年4月1日から2027年3月31日までの間に終了する事業年度に適用。本来は19%。なお、所得の金額が年10億円を超える事業年度については17%。

(注4) 平成31年度税制改正により、地方法人特別税に代わる恒久的な措置として、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設され、2019年10月以後に開始する事業年度から適用。

(注5) 農作業受託の収入が農業収入の総額の2分の1を超えない程度のものであるときは非課税。

農地所有適格法人の要件 (農地法第2条第3項)

法人形態要件

農地所有適格法人の法人形態は、下記のいずれかです。

- ①株式会社 (株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)
- ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤農事組合法人 (2号法人)

議決権要件

誰でも農地所有適格法人の構成員となれます。

ただし、株式会社や持分会社においては、総議決権又は総社員の過半は、①農地の権利提供者、②常時従事者 (原則として年間150日以上従事)、③基幹的な農作業を委託した個人、④農地中間管理機構、地法公共団体、農協等が占める必要があります。

- 農地の権利を提供した個人
- 法人の農業の常時従事者
- 基幹的な農作業を委託した個人
- 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- 農地を現物出資した農地中間管理機構
- 農業協同組合・農業協同組合連合会
- 地法公共団体
- 農業法人等投資育成事業を行う承認会社 (投資円滑化法第10条：アグリビジネス投資育成株式会社)

(特例) 市町村等の認定を受けた農業経営改善計画に基づいて出資した農業経営を行う個人又は農地所有適格法人 (基盤法第14条の2第1項)

制限なし
例えば

- 食品加工業者 ●種苗会社
- 生協、スーパー ●銀行
- 農産物運送業者 ●一般の企業や個人など誰でも

事業要件

農地所有適格法人は、主たる事業が農業であることが必要です。

農業には次のような関連事業が含まれ、それが売上高の過半であれば、他の事業を行うことができます。

○関連事業：農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、林業、共同利用施設の設置、農村滞在型余暇活動施設の設置・運営等、農畜林産バイオマス発電・熱供給、営農型太陽光発電

直近3カ年の
売上高の過半

その他の事業 (例) 民宿、キャンプ場、造園、除雪等

役員(経営責任者)要件

- ① 農地所有適格法人の役員の過半の者が法人の農業 (関連事業を含む) に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員 (株主、組合員、社員) であること
- ② 役員または重要な使用人*のうち1人以上が省令で定める日数 (原則年間60日) 以上農作業に従事すること
なお、従事日数には特例があります。

※1 認定農業者である農地所有適格法人 (親会社) に常時従事する役員が、出資先の農地所有適格法人 (子会社) が作成した農業経営改善計画書に基づいて、子会社の役員を兼務する場合の常時従事要件は、年間30日以上。

※2 重要な使用人とは、法人の行う農業 (関連事業を含む) に関する権限及び責任を有する者をいいます (例えば、農場長、農業部門の部長)

〈農業関係者〉
総議決権の過半

〈農業関係者以外〉
1 総議決権の過半
2 未達の過半

農事組合法人の場合は注意を!

農事組合法人の場合、農業協同組合法によって事業内容、組合員 (構成員) の資格等が定められており、同法に規定する要件を満たす必要があります。

農業経営発展計画認定制度

令和7年4月1日から、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携を通じて、農業経営を発展させるための計画 (農業経営発展計画) について、農林水産大臣の認定を受けた場合に議決権要件の特例が措置されました。

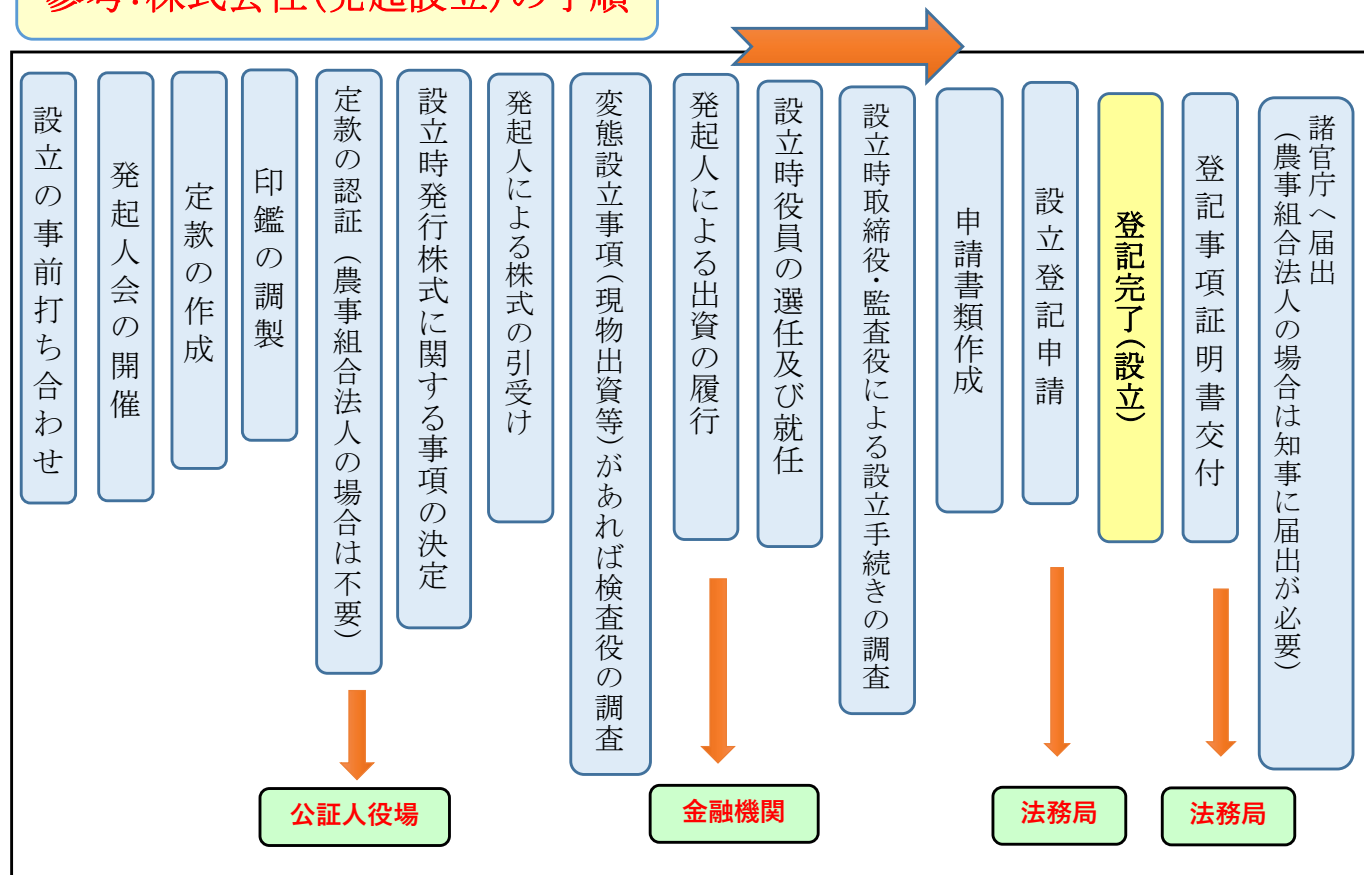
毎年、事業報告が義務づけられています

農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3カ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。この報告をせず、または虚偽の報告をした場合には30万円以下の過料が課せられます。

継続して要件を満たす必要があります

農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農業委員会は法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告できます。この場合、法人から農地の所有権を譲渡したい旨の申し出があったときは、農業委員会はあつせんに努めることとされています。

参考:株式会社(発起設立)の手順



株式会社・合同会社・農事組合法人の設立に必要な費用

法人設立に当たっては、定款の認証代、印紙代、登録免許税等の費用がかかります。
また、司法書士などの専門家に依頼する場合は、別途手数料が必要です。
具体的には、次表のとおりです。

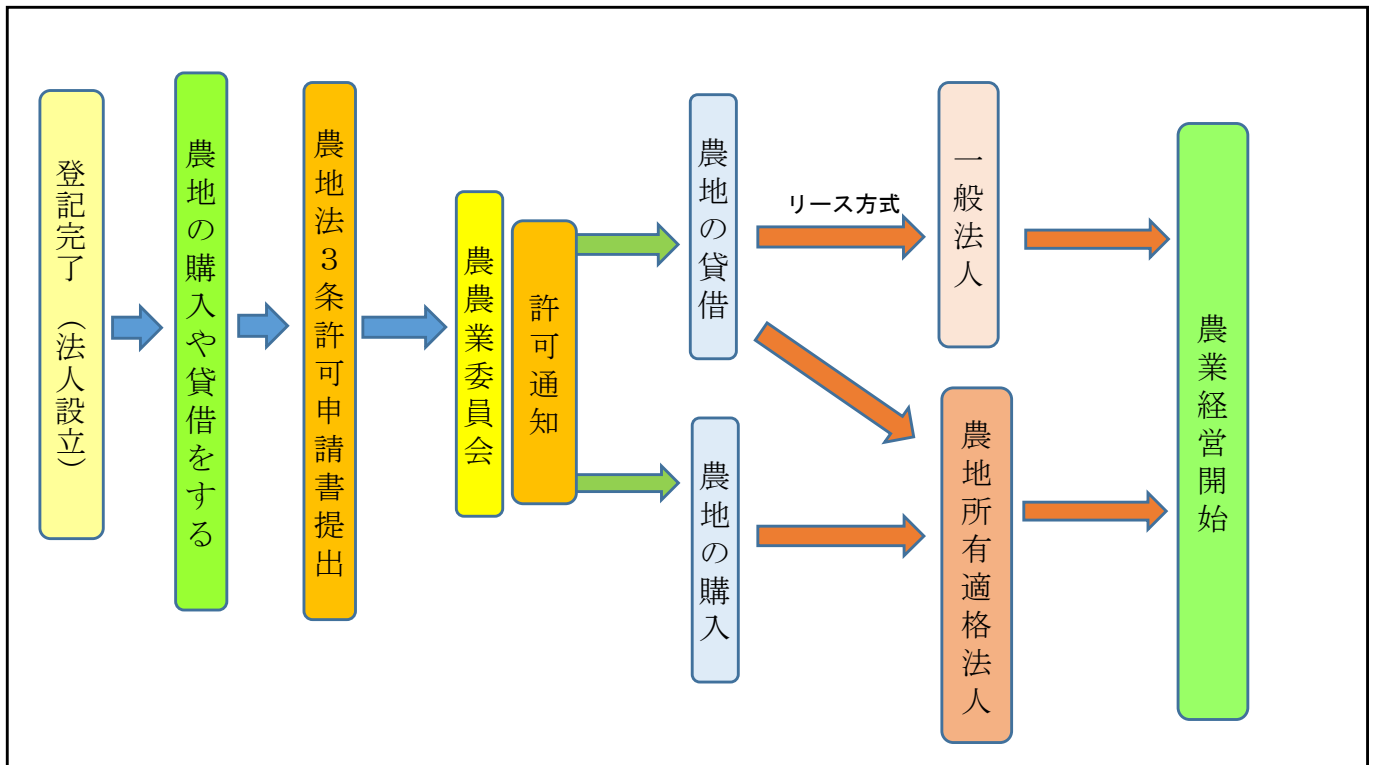
項目	株式会社	合同会社	農事組合法人
定款の認証代	5万円(資本金300万円以上)	不要	不要
定款に添付する印紙税	4万円	左に同じ	不要
登記申請に係る登録免許税	15万円又は資本金の7/1000のいずれか多い金額	6万円(又は以降は左に同じ)	不要
銀行手数料(出資金払込事務手数料)	払込金の2.5/1000	左に同じ	不要
登記謄本取得手数料(2通)	1通600円	左に同じ	左に同じ
印鑑証明書(4~5通)	1通600円	左に同じ	左に同じ
合計	約24万円	約10万円	約4千円
その他(印鑑作成、司法書士等代理手数料)	印鑑作成は実費 約30~50万円(地域によって異なる)	左に同じ	左に同じ

※電子定款の場合印紙税不要

※登記簿謄本の提出先(例): 税務署、県税事務所、市町村税務課、農業委員会(農地の権利移動がある場合、金融機関(資金借入の場合)、会社保存用など)

参考:法人設立後の農地確保

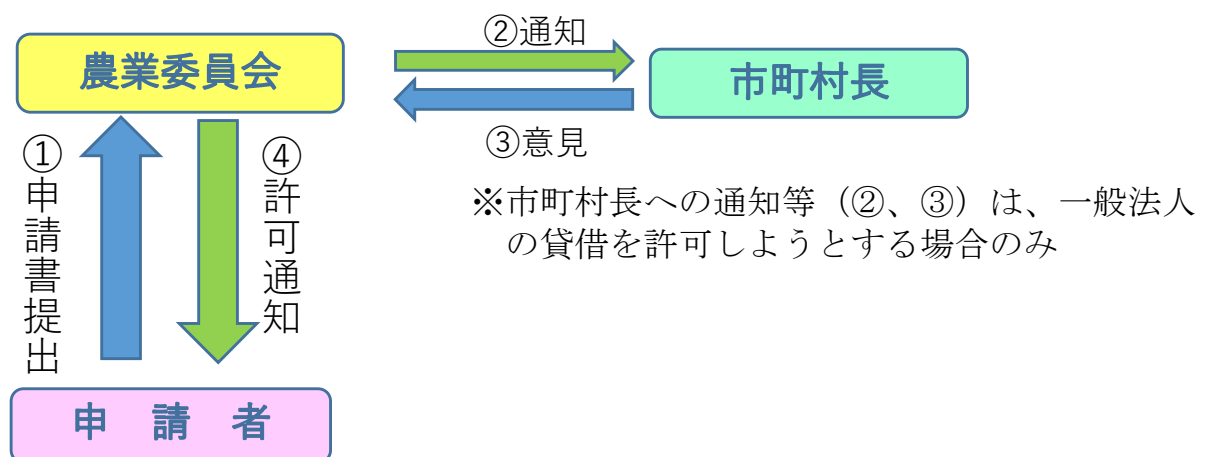
- 法人を設立し農業経営を開始するために農地を取得する場合は、農業委員会へ農地法3条許可申請を行う必要があります。
- 農地を購入することができるのは農地所有適格法人だけです。



農地の権利を取得するための手続き

- 個人や法人が農地を売買又は貸借するためには、原則として、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可（農地法第3条）が必要です。この許可を受けていない売買等は無効です。

農地法第3条許可の流れ



許可申請に必要な書類

許可申請書	部数	様式
農地法第3条の規定による許可申請書	申請人の数 ＋ 1 部	様式第 1 号
農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	各 1 部	
I 一般申請記載事項		様式第 1 号－②
I－①一般申請記載事項（経営面積の特例・転貸）		様式第 1 号－③
II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項 （農地法第 3 条第 3 項関係） （農地所有適格法人以外の法人の場合）		様式第 1 号－④
特殊事由により申請する場合の記載事項		様式第 1 号－⑤
農地所有適格法人としての事業等の状況	1 部	様式第2号の1 （別紙）

添付書類

必要書類	様式
申請地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	
契約書の写し（農地法第3条第3項による許可を受けようとする者は、適正に利用しない場合の解除する旨の記載がある契約書の写し）	
耕作証明書（譲受人） ※譲受人の住所が他市町村の場合（経営地がある場合のみ）	様式第2号
営農計画書（譲受人）	様式第3号
定款の写し（譲受人）	
組合員名簿又は株主名簿の写し（譲受人）	
申請地及び付近の状況を表示する図面（見取り図）	
その他必要と思われる書面	

法人化の動機

「後継者・労働力を確保したい」「経営継承を円滑にしたい」
 「経営規模を拡大したい」「取引先への信用力を高めたい」
 「加工や販売など多角的な経営（6次産業化）にしたい」
 「地域社会－農業の維持・発展のために貢献したい」・・・ほか

法人化のメリットと義務・負担

		メリット	義務・負担
経営・運営面	経営の発展	①経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革が促進 ②家計と経営が分離され、経営管理が徹底	①複式簿記(企業会計規則)での記帳義務(財務管理の複雑化)により多少労力が必要
	対外信用力の向上	①係数管理の明確化や各種法定義務(設立登記、経営報告等)を伴うため、取引上の使用力が向上 ②法人となることでイメージが向上し、資金調達、販路開拓や従業員の雇用等が円滑化	②会計事務や税務申告を専門家へ依頼すると経費負担が発生
	人材・後継者の確保・育成	①法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 ②福利厚生等の待遇改善により、他産業従事経験者を含む多様な能力・ノウハウを持つ人材確保の期待	③法人の設立には、資本金、設立登記費用等の経費が必要
制度面	税制	①所得の分配による事業主への課税軽減 ②定率課税の法人税の適用 ③役員報酬の給与所得化による節税(一部制限あり) ④使用人兼務役員賞与の損金算入 ⑤退職給与等の損金算入 ⑥欠損金の10年間繰越控除(青色申告法人に限る) ⑦農業経営基盤強化準備金の活用(青色申告法人で認定農業者に限る)	①法人課税の適用が個人課税より有利となるためには一定以上の所得規模が必要 ②法人の場合、利益がなくても最低限、都道府県民税(均等割)、市町村民税(均等割)の納税義務が発生
	社会保障制度	①社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利厚生充実 ②労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化	各種社会保険制度の導入により、事業主負担が発生
	制度資金	①融資限度額の拡大(認定農業者に限る) ②農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の低利融資(認定農業者に限る) ③農林漁業法人等投資育成制度の活用	
	農地制度	農地中間管理機構が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減(農地所有適格法人出資育成事業)	

農地所有適格法人と一般法人

法人が農地の権利を取得するについて、所有する場合には、下表のとおり農業の売り上げが過半であること、農業関係者の議決権が過半である等の要件を備えることが必要であり、それらの要件を備えた法人を**農地所有適格法人**と言っています。

一方、農地を借りる場合は、議決権等に制限はなく、役員等の一人以上が農業に従事すること、農地を適正に利用しない場合の契約解除を契約書へ記載すること等の条件を満たすことで足りります。

	農地所有適格法人	一般法人
取得できる権利	所有権、地上権、使用貸借権、賃借権等（制限なし）	使用貸借権、賃借権
法人形態要件	株式会社（公開会社でないものに限る）、合名会社、合資会社、合同会社、農地組合法人(2号法人)	制限なし
事業要件	主たる事業が農業（関連事業を含む）であること（農業の売上高が過半）	制限なし
議決権要件	株主総会（種類株主総会を含む）における総株主の議決権の過半を農業関係者が占めていること	制限なし
役員(経営責任者)要件	・ 役員の過半が、農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員であること※1 ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が、農作業に従事すること（原則年間60日以上）※2	役員又は重要な使用人の1人以上が、農業（関連事業を含む）に常時従事すること
農地利用に関する基本的な要件	・ 農地のすべてを効率的に利用すること ・ 周辺の農地利用に支障がないこと	
その他の要件	なし	・ 農地等を適正に使用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が付されていること ・ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

※1 経営改善計画に基づき出資した農業者、農地所有適格法人は農業関係者とみなします（農業経営基盤強化促進法第14条の2第1項）

※2 役員兼務の特例措置による子会社での農業従事日数は年間30日以上とされています（農業経営基盤強化促進法第14条の2第2項）

「農業を担う者」として「地域計画」に位置づけ

地域の農業と農地を残していくために、地域農業の10年後に目指す姿を描いたものが「地域計画」です。令和7年3月末までに策定され、それ以降も地域の話し合い（協議の場）を通して適宜見直しが行われます。

「地域計画」に位置づけられると、関係機関の支援を受けながら農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約が進められるため、法人化後は地域の話し合い（協議の場）に積極的に参加し、地域の農業者と関係者の理解を得られるようにしましょう。

農業法人における社会保険制度の適用

経営形態	職 務	労災保険	雇用保険	医療保険	年金保険		
農事組合法人 (従事分量配 当制)	理事 (従事分量配当のみ)	任意 (特別加入)	加入不可	国民健康保険	国民年金		
	理事 (従事分量配当＋役員 報酬あり)			健康保険	厚生年金		
	理事以外の組合員 (従事分量配当のみ)			国民健康保険	国民年金		
	理事以外の組合員 (従事分量配当＋事務 給与あり)			健康保険	厚生年金		
	従業員(給与)	強制加入	強制加入				
農事組合法人 (確定賃金制)	理事(役員報酬)	任意 (特別加入)	加入不可				
	理事以外の組合員(給 与)	強制加入	強制加入				
	従業員(給与)	強制加入	強制加入				
株式会社 合同会社	株式会社:取締役(役 員報酬)						
	合同会社:社員(役員 報酬)						
	従業員(給与)						